

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 32 年岐阜県条例第 29 号）、岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年岐阜県条例第 48 号）及び岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年岐阜県条例第 38 号）を改正することを勧告する。

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

医療職給料表（一）、行政職給料表又は研究職給料表の適用を受ける医師に対する支給月額を人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

イ 勤勉手当について

(ア) 平成 29 年 12 月期の支給割合

a b 及び c 以外の職員

勤勉手当の支給割合を 0.95 月分（再任用職員にあっては、0.45 月分）とすること。

b 人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下「管理・監督職員」という。）

勤勉手当の支給割合を 1.15 月分(再任用職員にあっては、0.55 月分) とすること。

- c 教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

勤勉手当の支給割合を 0.975 月分とすること。

(イ) 平成 30 年 6 月期以降の支給割合

- a b 及び c 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.9 月分(再任用職員にあっては、それぞれ 0.425 月分) とすること。

- b 管理・監督職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.1 月分(再任用職員にあっては、それぞれ 0.525 月分) とすること。

- c 教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.95 月分とすること。

ウ 扶養手当について

- (ア) 配偶者に係る手当の月額を 6,500 円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員((イ)において「特定職員」という。)にあっては、3,500 円)とし、子に係る手当の月額(扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間に

ある子がいる場合にあつては、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 11 条第 4 項の規定により加算される前の額) を 1 人につき 10,000 円とすること。

(イ) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を 1 人につき 3,500 円とすること。

(ウ) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当の月額を 11,000 円とする取扱いを廃止すること。

(エ) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこととすること。

2 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成 29 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

イ 平成 30 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.65 月分とすること。

3 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成 29 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

イ 平成 30 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.65 月分とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の (2) のイの (ア)、2 の (2) のア及び 3 の (2) のアについては、平成 29 年 12 月 1 日から、1 の (2) のイの (イ)、1 の (2) のウ、2 の (2) のイ及び 3 の (2) のイについては、平成 30 年 4 月 1 日から実施すること。

(2) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の月額等については、1 の (2) のウの (ア) 中「6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(イ)において「特定職員」という。）にあっては、3,500 円）」とあるのは「10,200 円」と、「10,000 円」とあるのは「8,000 円」とし、1 の (2) のウの (イ) 中「3,500 円」とあるのは「6,500 円」とし、1 の (2) のウの (ウ) 中「11,000 円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては 10,000 円とし、子以外の扶養親族にあっては 9,000 円とする」とし、1 の (2) のウの (エ) 中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職

員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

イ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1の(2)のウの(ア)中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員((イ)において「特定職員」という。)にあっては、3,500円)」とあるのは「8,200円」とし、「10,000円」とあるのは「9,000円」とし、1の(2)のウの(イ)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、1の(2)のウの(エ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

ウ 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1の(2)のウの(ア)中「6,500円」とあるのは「7,200円」とし、「10,000円」とあるのは「9,500円」とし、1の(2)のウの(エ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。